

令和6年第10回 邑南町議会定例会（第2日目）会議録

1. 招集年月日 令和6年12月2日（令和6年11月26日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和6年12月6日（金） 午前9時30分
 散会 午前10時32分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	和田 文雄
9 番	宮田 博	10 番	漆谷 光夫	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	和田 文雄
9 番	宮田 博	10 番	漆谷 光夫	11 番	中村 昌史	12 番	辰田 直久
13 番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	大賀 定
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	三上 和彦	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原 誠治	建設課長	上田 修	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	原 拓矢
水道課長	高瀬 満晃				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
4 番	野田 佳文	5 番	日高八重美

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和6年第10回邑南町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年12月6日（金）午前9時30分開議

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第112号 邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正
- 日程第3 議案第113号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第4 議案第114号 指定管理者の指定
（邑南町香木の森公園、いわみ温泉活用施設、
邑南町農林漁業体験施設）
- 日程第5 議案第115号 邑智郡総合事務組合規約の変更に関する協議
- 日程第6 議案第116号 令和6年度邑南町一般会計補正予算第9号
- 日程第7 議案第117号 令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第4号
- 日程第8 議案第118号 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第4号
- 日程第9 議案第119号 令和6年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第2号
- 日程第10 議案第120号 令和6年度邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第2号
- 日程第11 議案第121号 令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号
- 日程第12 議案第122号 令和6年度邑南町下水道事業会計補正予算第1号
- 日程第13 邑南町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

令和6年第10回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

【令和6年12月6日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。4番野田議員。5番日高議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 議案第112号

邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。議案第112号邑南町立学校給食共同調理場条例の一部改正についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●石橋議長（石橋純二） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） おはようございます。学推5の新旧対照表を元に質問

させていただきます。メンバーのところで、議長と常任委員会委員長が削除されるということで定数が変わるとか定数が元々あったのか無かったのかも含めて、委員のメンバーが人数が変更になるのかどうかということ。それから、改正後の教育長が特に必要と認めたものっていうところなんですけども、何か基準があるのかどうかというところをお願いします。

●石橋議長（石橋純二） 1 個ずつ。

●日高議員（日高八重美） はい、現在は 6 人で審議会を構成されてるということですが、議長と常任委員長がメンバーを外れると 4 人になるところに、教育長が認めた人がそこに 1 人入って 5 人になるのか。定数というのは元々無いものなのかをまずは教えてください。

○原学びのまち推進課長（原拓矢） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。原学びのまち推進課長。

○原学びのまち推進課長（原拓矢） 条例上では元々定数は決まっておりません。

●日高議員（日高八重美） 議長、5 番。

●石橋議長（石橋純二） 5 番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 定数は決まってないということで、現在 6 人で構成されている委員会が 2 人抜けると 4 人になる。新設で教育長が必要と認めたものとあるんですけど、そこには必ず誰かが入るということですか。それとも 4 人のままでいくこともあり得るのかっていうところを聞かせてください。

○原学びのまち推進課長（原拓矢） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。原学びのまち推進課長。

○原学びのまち推進課長（原拓矢） 現時点では 4 名で進めていくんですが、必要に応じて教育委員会にお諮りをして決めていきたいと思っております。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●石橋議長（石橋純二） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） それと、改正後の教育長が特に必要と認めたものという文言があるんですけど、何を基準にしてメンバーを選ぶのかというのがあれば教えてください。

○原学びのまち推進課長（原拓矢） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、原学びのまち推進課長。

○原学びのまち推進課長（原拓矢） 現時点で想定しているものは無いです。議案によりしっかりと人選をいたしまして決めていきたいと思っております。現時点ではまだ決まっておりません。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 議案第113号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第3。議案第113号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 4 議案第 1 1 4 号

指定管理者の指定（邑南町香木の森公園、  
いわみ温泉活用施設、邑南町農林漁業体験施設 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 4。議案第 1 1 4 号 指定管理者の指定についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

●宮田議員（宮田博） 議長、9 番。

●石橋議長（石橋純二） 9 番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 一般社団法人という組織の形態が、いまひとつまだ理解ができないということがありまして、今度の指定管理者は、一般社団法人がなれるということなんです。これを指定管理者に認定した場合に現在において本町との関連する組織があるのかどうか。本町の中に、例えば、観光協会辺りはどういう位置づけになっているのかということ。それから、過去指定管理者からは相応の納付金というものがあったわけですが、一般社団法人が利益を追求してもいいとは思いますが、その辺りの定款やら事業の内容を拝見してもいまひとつわかりにくい。それから、定款の 4 6 条には剰余金の不配当というような項もあります。仮にこの法人が指定管理者となった時に、従来のような相応の納付金を納めていただける状況なのか。それからもう 1 つは、まだ定款を見た限りで事業の内容が 1 つよく理解できないところがあるんですが、その辺りが本当にこの定款の中に 7 項目ほどありますけど、指定管理者として適切なのかという判断がいまひとつつきかねますので、その辺りの説明をお願いできたらと思います。

●石橋議長（石橋純二） 1 つずつ、お願いします。

●宮田議員（宮田博） 議長、9 番。

●石橋議長（石橋純二） 9 番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博）      まず、指定管理者の予定になっておられる社団法人さんと本町との関連する組織があるのかどうか。

●石橋議長（石橋純二）      暫時休憩いたします。

—— 午前 9時 38分 休憩 ——

—— 午前 9時 40分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二）      再開をいたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）      議長、番外。

●石橋議長（石橋純二）      はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）      今回対象となる団体の一般社団法人江の川・さくらライン観光推進機構は、石見地域で観光に関連する事業を展開される方々が構成員として組織された一般社団法人でございまして、基本的に多くの方が同じ石見地域ではございますけども、そういった関係の団体の役員の方々にいらっしゃいます。邑南町の関連で言いますと、理事構成の中にお1人だけ羽須美地域の口羽秀典さん、羽須美地域のいろんな地域づくりにも携わっておられる口羽さんが入っておられるということが邑南町としては関連する部分であるというような状況でございます。

●宮田議員（宮田博）      議長、9番。

●石橋議長（石橋純二）      9番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博）      ということは、いわゆる町の管轄にある先ほど言いましたような観光協会さんのような補助金を出しとるとか、そういったところがこの社団法人には入っていないということの確認がとりただけです。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治）      議長、番外。

●石橋議長（石橋純二）      はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 今例えられたような町に関連する団体というのは、この一般社団法人の構成団体としては参画していらっしゃらないということです。

●石橋議長（石橋純二） それじゃあ2番目。

●宮田議員（宮田博） 議長、9番。

●石橋議長（石橋純二） 9番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） もう1つは、自分も勉強不足でありますので確認がとりたいんです。この一般社団法人が収益を上げてもいい法人だとは思いますが、その収益金の一定の中からこれまでは納付金というものが、契約と言いますか納めていただけるような形のもので指定管理をしていたんですが、法人の中の定款を見てみますと46条じゃあ剰余金の不配当とかいう項目があって、これがこの納付金に該当するかどうかは確認がとれませんが、要は納付金を受けるように契約と言いますかするかどうか。その点についてお願いします。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩いたします。

—— 午前 9時 43分 休憩 ——

—— 午前 9時 44分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開いたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 定款上の制約において納付金の納付ができないのではないかとということの御質問だと思います。定款上構成員に対しては、そういった納付金等の利益配分はできないと解釈しております。今回は、こちらが社団法



人に対して業務の仕様として状況によっては納付金を納めてもらうということをこちらの資料として示しておりますので、これについては問題ないと解釈しております。

●宮田議員（宮田博） 議長、9番。

●石橋議長（石橋純二） 9番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 契約に際して納付金を納めていただくかどうかということは既に相手方にこれが伝わって、それは了解をされているということで理解していいんですね。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 納付金につきましては詳細に申し上げますと、経営状況によって納付をしていただくということでございます。最初の2年間は恐らく立ち上げの時期でございますので、納付はできないという状況から2年目まではないと、こちらから仕様のほうで指定をしております。3年目以降、経営状況によって納付をしていただくことを仕様として挙げておりますので、また経営状況によっては、無い年も出てくるかもしれないということも織り込み済みでお願いをしているという状況でございます。

●石橋議長（石橋純二） それでは続いて3点目の質問を。

●宮田議員（宮田博） 議長、9番。

●石橋議長（石橋純二） 9番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 3点目は私もこの法人の定款を見て、目的、それからこれが第2条にあって、第3条には事業の内容が書かれているんです。これから見て、この法人が指定管理者として本当に大丈夫なのか。特にこの第3条の事業の中身に、今回指定管理を委託するような業務がどこに当たるのかちょっと見受けられないというところがあって、できるのかどうかという懸念が1つありました。例えば、どこかの

関連の組織にそのまま経営の移譲するのかなということがあるのかなと思ったが、どうもそういう要綱もない。何となく契約をするのに、本当に契約をして大丈夫なのかなという不安がこの定款から見えたものですので、その辺りはどのように確認をとっておられるのか。お願いします。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩いたします。

—— 午前 9時 48分 休憩 ——

—— 午前 9時 50分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開いたします。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 今回の事業指定管理者の選定において、指定の流れとしましては、まず応募の後に選定委員会をさせていただきました。そこでの選定委員さんの意見の中で、この定款に関して疑義が生じたということは特にございませんでした。目的としましては、観光のプロモーションであったり誘客促進というところにつきましては、これは香木の森の公園一体の振興にはある程度通じる部分もあるということもございます。そういったところの議論は特にございませんでした。定款の内容というよりも、この社団法人を構成している先ほど申し上げました役員構成の中に入っております各事業体には、石見地域、江津市、美郷町、郡内などで温泉施設も含めて観光事業を展開されていらっしゃるという経験実績、こういったものを選定委員会では重視をされて、その実績に基づいてこちらのほうが望ましいという御意見をいただいた上で、今回選定させていただいたという経過がございます。そういったところで問題はないかと、こちらのほうとしても判断をさせていただいたということでございます。以上です。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 補足して説明をさせていただきます。先ほど担当課長が申しましたように、一般社団法人の構成あるいは作成をされた計画書をもとに今回審査をして決定をしております。事業計画の提出に当たっては、しっかり内部で意思を決定をして提出されたものと認識をしております。今回議決をいただいて正式に決まりますと、これから4月、3月までが準備期間となります。定款に、もし修正が必要な場合はその間に修正をされるものと認識をしております。

●宮田議員（宮田博） 議長、9番。

●石橋議長（石橋純二） 9番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） ちょっと定款にこだわり過ぎたということもあろうかと思います。基本的には、一般社団法人の組織機構がよく理解できなかった。何グループかいらっしゃるということは理解してるんです。今回指定管理者になっていただくのは、あくまでもこの法人であって直接の事業運営というのは、その関連のグループの中が一緒になっておやりになるという捉え方をすればいいのか。その中で、三、四社ぐらいあったと思うんですが、そのどなたかが直接やられるのか。この社団法人自体決算書、私も探したんですが目につかなかったんです。そんなに事業をしていらっしゃるのかなというのが、2年そこそこですし気になったところで今回こういう質疑をしたわけなんです。その辺りがきちんとグループのほうでやるということが明確になっていれば、私はそれはそれでいいと思います。と思いますがその辺の確認がとれているのか。それから今後、もしまだであればやはり本契約する時に、その辺りは明確にしておいたほうがいいじゃないだろうかという気がしたところです。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） この一般社団法人の体制については私も審査委員の1名でございますが、審査会の中でも今までこういった施設の運営の実績がないということの懸念のもとに質疑等もございました。一応その中ではそういった経営の実績がないということは認識をしておられまして、これを足がかりに、主にその構成団体を見ますと江津浜田方面の団体が多い形になっておりますので、広島からの玄関口として

ここを捉えて一体的に考えていきたいという提案でございました。それから懸念される運営体制につきましては、あくまでも一般社団法人としてしっかりと運営していくということ。場合によっては、回答の中では資本金なども増強などしていきたいという回答もあったところでございます。いずれにしても実際の運営については、それぞれ実績のある団体が構成団体の中に含まれておりますので、そういったところの人材を活用しながらの運営になると思います。一般社団法人としての運営をされると認識をしております。以上です。

●石橋議長（石橋純二）      ほかにはありませんか。

●辰田議員（辰田直久）      議長、12番。

●石橋議長（石橋純二）      12番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久）      1点だけです。プレゼンの内容とかによって候補者を決定されたんだと思います。条件の内容はともかくとして、今も少し話が出ましたが納付金もあればあることにこしたことはないですが、その辺の2年という形で一応の取決めをされておりました。ただ今度は逆に再開ありきで、ウッドボイラーの導入とかフライング的な再開のアナウンスもされたのも皆知っておるんです。導入した経費そしてしばらく休止していることによって温泉設備等にも不備が発生するおそれもある中で、前指定管理者であったウェルスさん、指定管理期間中の途中で詳細な理由もはっきりしないまま指定管理期間中に営業をやめられたというようなこともあるんです。この点について同様なことが起きても困りますので、そういった条件的なものは今回の指定管理候補者との詰めはされているんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○白須副町長（白須寿）      議長、番外。

●石橋議長（石橋純二）      はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿）      指定管理者との協定の中では、契約期間中での内容の見直し等も規定をしております、それに基づいて前指定管理者については営業を途中でやめられるという手続をとったところでございます。今回の新しい指定管理予定者との協定の締結においても、基本的には同様の内容での協定の締結になってくると思

います。不測の事態等想定をし契約の協定の内容を見直すということは、必要ではないかと考えております。以上です。

●辰田議員（辰田直久） 議長、12番。

●石橋議長（石橋純二） 12番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 同様の内容というのが、具体的にみんな多分掌握されていないと思うんです。今私が質問した部分のどこではどういう考えなのかということ。これはなぜ聞いておくかということは、いろいろ町側の投資とか負担が増えて、それがそのためにならなかったような場合に、これは町民にかかってくる問題でもあります。この辺はしっかりとして、運営を任せる側も運営するほうもそういった重い決意でやるんだというところを確認したくて質問をさせていただいているのを御理解いただきたいと思います。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 公の施設を指定管理をするということでございます。公の施設というのは町がしっかりとした目的を持って設置するもので、基本的には町が責任を持ってやるものでございます。それを指定管理する上ではその業者にも使命といますか、役割、重さというのをしっかり認識をした上で運営をしていただくものと考えております。あくまで例外的な措置という項目というのは、協定書の中には盛り込むわけでございます。基本的には協定内容を守っていただく、協定内容どおり運営をしていただくということが第一だと認識しております。

●辰田議員（辰田直久） 議長、12番。

●石橋議長（石橋純二） 12番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 指定管理者側に対する罰則とか補償的な問題はそれぞれのケースバイケースもありますから一概には言えませんが、そういったことも想定の中にあるということで認識をしておいてよろしいでしょうか。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 基本的な手続は協定に盛り込んでおりますが、それに違反する、それにそぐわないものについては、それに応じた適正な措置をとっていこうと考えております。

●石橋議長（石橋純二） ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 5 議案第 1 1 5 号

邑智郡総合事務組合理約の変更に関する協議 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 5。議案第 1 1 5 号邑智郡総合事務組合理約の変更に関する協議についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、5 番。

●石橋議長（石橋純二） 5 番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 2 点ほどお願いします。全協のときにも説明されたかもしれないんですが、もう一度確認です。この規約を一部変更する理由をもう一度教えていただきたいということ。もう 1 つは、この削除される項目は、今後どこかに引き継がれていくものなのかどうか 2 点ほど質問です。まず、一部変更が出された経過とか理由がわかれば教えてください。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） この規約変更について、今回提案させていただいているわけです。全員協議会でも説明しましたが、介護保険事業に関わる特定個人情報の照会提供の事務についてこれまで構成3町が行っておりました。令和7年度から運用を開始する自治体情報システム標準化に伴い、今後は組合が行う事務ということに変更されるということでその規約を変更するための協議ということでございます。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●石橋議長（石橋純二） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 理解がなかなか難しいんですけど。組合が行う事業というのは、この総合事務組合とは違うんですか。

○大賀総務課長（大賀定） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、大賀総務課長。

○大賀総務課長（大賀定） 邑智郡総合事務組合です。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●石橋議長（石橋純二） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 現行では、ウの保険料とか介護給付に関する事務というのがありますけどこういうのが削除されたら、この業務は今度どこが担っていくのでしょうか。

●石橋議長（石橋純二） 暫時休憩といたします。

—— 午前 10時 4分 休憩 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開いたします。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 組合規約の新旧対照表がありますが第3条の第1項第5号ですが、介護保険法に基づく介護保険事業に関する事務。ただし、次に掲げる事務を除く。と書いてあります。次に掲げる事務の中に含まれていたウとオのことについて、これを除く。今までやってなかったものを除くということになりますんで、今度は邑智郡総合事務組合で共同処理をするということになります。除くその事業を削除したと。除く項目からいうことで、今までは事務組合ではしなかったのをするという解釈になります。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●石橋議長（石橋純二） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） すいません私自身がこの邑智郡総合事務組合の中身が勉強不足でよくわかってなかった部分もあるんですけど、この現行と改正後のこれを見ると、ウとエが削除されたら介護保険法の中にあるこの項目が削除されたら、この業務はどこが担うのかなっていう思いがあったので聞いてみました。今までこういう業務をされてなかったということですよ、先ほどの説明では事務組合では。それは今まではどこが担ってというか、理解がいまひとつできなくてすいません。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 今までは町が実施しておりました。というのは、この組合規約にありますように、この事業を除いた業務を組合が今までやってました。その業務は町がやっていました。今回この改正によって、組合の除く事務からこの項目を

削除することで、この業務は今まで町がやっていたのを今度は組合がやるということになります。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはございませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 6 議案第 1 1 6 号

令和 6 年度 邑南町一般会計補正予算第 9 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 6。議案第 1 1 6 号 令和 6 年度 邑南町一般会計補正予算第 9 号についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

●中村議員（中村昌史） 議長、1 1 番。

●石橋議長（石橋純二） 1 1 番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 2 点お願いします。1 つは歳入のほうの説明書の 5 ページです。地方創生拠点整備交付金の使途について、多分道の駅の起債をやめてこれに充てたりということが主なんだろうと思いますが、道の駅以外にこの中に何かあるのかということ。歳出のほうの 2 1 ページ、4 款 1 項 2 目 過年度分 出産子育て応援交付金 返還金のことについて聞きたいと思います。最初に歳入のほうですが交付金の使途について、それ以外のものがあるのか教えてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） この地方創生拠点整備交付金については、ハード事業に充てるものでございまして、おっしゃるとおりこれは道の駅再整備事業に充

ててるものでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） それ以外にはないと認識していいですか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） そのとおりでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 21ページです。過年度分返還金ですけれどもこれは出産子育て応援交付金、昨年度の国の2次補正で補正がついたものを今年度9月まで実施したものだと思います。約4,000万ぐらいあったのかなと思いますけど、そのうちの121万6,000円を返還するということですが、この出産子育て応援交付金の給付の実態、実情はどうなっているかを教えてください。

○岩井保健課長（岩井和也） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、岩井保健課長。

○岩井保健課長（岩井和也） この出産子育て交付金の対象となります事業の内容でございます。妊娠届を出された際に5万円、出生届を出された際に5万円給付するという事業でございます。応援交付金返還金これは今年度、令和4年度と令和5年度の2年分の実績報告を出しまして、それに伴い返還金が生ずるものでございます。この2年間で給付1件当たり5万円ですけれども、給付の実績件数が180件となっております。計画は216件分計画しておりましたのが、実績は180件分これは2年

分です。その交付金の差額の交付金が返還ということで、この度返還するものでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） わかりました。この過年度分返還金というのがあちこち出てくるんです。決算後の返還金ということになります。ですから、我々がどこでどう認識できるかというところ。例えば、ほかなところで補助金を出しているものが余ったので返しますっていうのが、年度が変わってから決算までかもしれませんが入ってくるものもあります。例えば、その年度のうちに返してくると、その項目の中で補助金が減るっていうことがわかるんです。過年度のものをわかりやすくするような方法はないのか。その点をあれば教えてください。

○三上財務課長（三上和彦） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 失礼します。厚生労働省関係の補助金については、年度を越えて清算されます。したがって、早いもので言いますと決算時期の9月の議会で報告し補正予算を組んでおります。遅れた場合には、この度みたいに12月で組むこともあります。わかりやすく説明ということになりますと、今回で言いますと全協の中で報告をさせていただくという形になろうかと思います。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはございませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（日程第7 議案第117号

令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計

補正予算第4号)

●石橋議長（石橋純二） 日程第7。議案第117号令和6年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

## （日程第8 議案第118号

### 令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計 補正予算第4号）

●石橋議長（石橋純二） 日程第8。議案第118号令和6年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

●中村議員（中村昌史） 議長、11番。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 歳出のほうですけど返還金が1つ。歳入の5ページの県支出金僻地診療所運営費運営事業114万4,000円の減額と6款の償還金です。191万5,000円これも過年度分の同じ項目だと思います。5年度から矢上診療所と井原診療所が僻地診療所ということで、5年度の途中に補正予算で約1,000万ついたものだと思います。その償還金が上がってるのと、今年度分補助金が減になったという2点だと思いますが、その減額の要因・原因というのは何か教えてください。

○秋田町民課長（秋田敏子） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、秋田町民課長。

○秋田町民課長（秋田敏子）      まず、令和５年度の減額の要因についてです。昨年の９月補正の段階の予算に基づいて補助金の申請をしております。今回実績を報告するに当たり決算ベースでの報告をしたときに、矢上診療所については診療の収入が予算よりも多かったっていうところで返還になったっていうことが一番大きな理由となっております。令和６年度の今回の補正につきましては、当初予算ベースで申請額を予算計上しておりますので、今回９月補正の終わった段階での実績をもとに今度の申請額を決定しております。それで今回両方精算額とそれから令和５年度と令和６年度についての補正をさせていただいております。

●中村議員（中村昌史）      議長、１１番。

●石橋議長（石橋純二）      １１番、中村議員。

●中村議員（中村昌史）      原因についてはわかりました。昨年度の決算のときに、該当の補助金の話が出たのを覚えておられますか。脱炭素の交付金が予定しとったものが使えなかったというところで予算に国交付金か。国からのお金が幾らかありますよという予算で、それが結局使えなくてその金額が丸々残ったという決算だった。そのときに、減額補正はどうなのっていう話をしたと思います。今回の補助金の減額というところとちょっと統一性がとれないと思うんです。どっちでいくのか。当初のもくろみが一番大元になるべきだろうと思うんですけど、それが事情が変わって減額になったというところの事情というのが、きちんと説明ができるような予算と決算の在り方というものをどこかで統一をできないだろうかと思うんです。いかがでしょうか。

●石橋議長（石橋純二）      暫時休憩いたします。

—— 午前 １０時 ２３分 休憩 ——

—— 午前 １０時 ２５分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二）      再開いたします。

○三上財務課長（三上和彦）      議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、三上財務課長。

○三上財務課長（三上和彦） 統一性がないということです。本来ですと補助金が入らなくなった時点、又は使えなくなった時点で補正すべきです。脱炭素の関係は、多分年度の中途でも使える使えないのがはっきりしなかったというように記憶しとるんですけども、最終的に決算で落としたという形をとってしまいました。本来的には、途中で補正すべきだと思います。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 9 議案第 119 号

令和 6 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第 2 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 9。議案第 119 号 令和 6 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 10 議案第 120 号

令和 6 年度 邑南町 電気通信事業特別会計  
補正予算第 2 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 10。議案第 120 号 令和 6 年度 邑南町 電気通信

事業特別会計補正予算第2号についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第11 議案第121号

令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号)

●石橋議長(石橋純二) 日程第11。議案第121号令和6年度邑南町水道事業会計補正予算第4号についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

●中村議員(中村昌史) 議長、11番。

●石橋議長(石橋純二) 11番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 補正予算に関する説明書の1ページ国庫補助金の減額です。この国庫補助金というのはどういう性格の補助金なのか。工事費に対する補助金なのか。減額になった要因は工事の変更とかがあったのかどうかを教えてください。

○高瀬水道課長(高瀬満晃) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) はい、高瀬水道課長。

○高瀬水道課長(高瀬満晃) 今回の国庫補助金ですが、これは基幹改良での国庫補助金を充てておりまして、生活基盤近代化等交付金というものもございます。これに伴いまして議案の詳細説明でも説明させていただきましたが、市木と布施と日貫の配水管であるとか、基本設計業務等々を行う予定にしておりましたが、事前に計画のほうを上げておりまして、一応国庫補助金がこれだけあるだろうということを算定し計画も進めさせてもらっておりましたが、御存じのように省庁移管等もありまして、これまでは満額ついておったものが、所管する省庁が変わったことによって満額の補助

がつかなくなりましたので、この度計画のほうも見直しまして減額させてもらっています。

●石橋議長（石橋純二） ほかにはありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 1 2 議案第 1 2 2 号

令和 6 年度 邑南町下水道事業会計補正予算第 1 号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 1 2。議案第 1 2 2 号令和 6 年度 邑南町下水道事業会計補正予算第 1 号についてを、議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 1 3 邑南町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第 1 3。邑南町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によりまして指名推選にしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方

法につきましては議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。選挙管理委員には、邑南町下口羽、漆谷育也さん。邑南町矢上、屋原進さん。邑南町中野、大隅隆さん。邑南町布施、高倉紀子さん。以上4名を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま議長が指名いたしました方を、当選人と定めることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、漆谷育也さん、屋原進さん、大隅隆さん、高倉紀子さん。以上の方が選挙管理委員に当選されました。続きまして、選挙管理委員補充員を指名いたします。第1順位邑南町阿須那、口羽義秀さん。第2順位邑南町岩屋、鈴木二郎さん。第3順位邑南町上田所、上田正彦さん。第4順位邑南町日貫、田原正幸さん。以上の方を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、第1順位、口羽義秀さん。第2順位、鈴木二郎さん。第3順位、上田正彦さん。第4順位、田原正幸さん。以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選をされました。なお当選をされました方の任期は、令和6年12月13日からの4年間でございます。

~~~~~○~~~~~

( 散会宣告 )

●石橋議長(石橋純二) 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でございました。

—— 午前 10時 32分 散会 ——